

声 明

1 本日、横浜地方裁判所第1民事部（裁判長北澤章功）において、さがみはら市民オンブズマンの会員5名が原告となり、相模原市長を被告とした、下水道「架空工事」住民訴訟について、市の職員及び受注業者が相模原市のこうむった損害の一部を支払うことを内容とする和解が成立した。

2 本件の事案は次のとおりである。

2003年に相模原市が木本建興株式会社に、1億4246万0850円で発注した公共下水道中央地区汚水幹線整備工事において、相模原市が、設置マンホールが8基の現場にもかかわらず、64基として積算し入札にかけたことが、完成間近になって判明した。本来であれば、相模原市と業者は、工事をしてない56基分の積算価格約2700万円を減額して精算をすべきであった。ところが、下水道整備課と業者は密室談合をおこない、交通誘導員の人数を当初設計656人から1852人と3倍近くに「増員」の処理をし、また、およそ湧水の出るはずのない場所に「湧水が出た」として巨大な排水ポンプを使用したことにより約700万円を上乗せするなどして、結局、「9万0300円」の増額変更として、精算処理した。

この処理は秘密裏になされたが、2004年6月市議会における質問で市民の知るところとなった。市の答弁は、一方で56基分については当然減額し、他方で適正な増額変更を行ったというものであった。市議会ではこれ以上の追及がなされなかった。

3 さがみはら市民オンブズマンは、情報公開により取得した資料を分析のうえ、市の説明する交通誘導員の「増員」「水替工」は、積算ミス分を穴埋め、つじつまあわせをする、言い換えれば「水増し工事」だと考え、真相究明と責任追及を目的に、2005年3月に住民訴訟を提訴した。

裁判においては、市と関係者は、積算ミス発覚後の下水道整備課と業者との交渉が密室でなされたことを盾にして、議会答弁にも反して、積算ミス分について減額合意をした事実はないと主張して、責任を回避する姿勢をとった。ところが、審理の過程で、市は、積算ミス発覚後の増額変更工事積算について再精査したところ、交通誘導員の「増員」「水替工」において、1248万余円が「合理性を確認することのできない」と自認するに至った。

さらに関係者の証人尋問を経て、裁判所から、受注業者及び岩本和紀土木部長、近藤伸也土木部次長並びに石川正次下水道整備課課長（いずれも当時の役職）に対し、相模原市に相当額の金員を支払うことが勧告され、関係者が受諾し、和解成立となった。

4 私たちは、積算ミスによる2700万円余の損失が、誰も責任をとらないままこっそりと処理されていたことは放置できないと考え、住民訴訟に及んだ。そして司法の場で、市が、積算の誤り及び積算ミス発覚後の精算処理の積算にも相当でないことがあったことを実質的に認め、業者及び3名の職員個人が責任の一部を果たす決断をしたことをもって訴訟の目的を達したと考え、和解を受諾することにした。

住民訴訟は終結するが、回復された市の損害はごく一部に過ぎない。私たちは、相模原市が、残りの損害をどう補填するのか、2004年6月の市議会での答弁内容が正しいものであったかどうか、本件からどのような教訓をくみとり、今後の市政に生かしていくのかについて、議会と市民に対し、見解を表明することをのぞむ。